

NPO 教育支援・門真っ子会報

The Expressive



NPO (準)「門真っ子」2007・1

No. 7
2007/5/11 (Fri.)

目 次

	頁
はじめに	
(1) NPO教育支援・門真っ子 定款	1～7
(2) 設立趣旨書	8
(3) 事業計画・財産目録	9～10
(4) 教育相談	11～12
(5) 予算書	13
(6) ①「門真っ子」でめざすこと	14
②「門真っ子」での約束	15
③ 年間計画	16
(7) 「母語の形成と脳の形成」	17
(8) 正会員・賛助会員申込書	18
(9) 学校教育サポート事業申込書	19

発行

NPO教育支援・門真っ子

代表 沖田 謹三郎

〒番号 571-0077

住所：門真市大橋町21-46 大和田小学校内

電話：050-3602-9322

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人教育支援・門真っ子という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府門真市江端町11番1-803号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「自立」「尊重」「扶助」を理念とし、子どもの学習支援、保護者への教育相談、学校教育への補助等に関する事業を行うことにより、もって門真における子どもの教育の推進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表11号(子どもの健全育成を図る活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子育て、学習等に関する保護者への教育相談事業
- ② 学習支援事業(学習会開催)
- ③ 学校教育サポート事業(授業者派遣、授業相談・補助)

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の理念と目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種 別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款が定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招 集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資 産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを
変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができ
る。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事
会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書
を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入
金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 主たる事務所は、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

- (名称) 社会福祉法人 門真共生福社会
(主たる事務所の所在地) 大阪府門真市桑才新町2-4-1

第9章 雑 則

(公 告)

第48条 この法人の公告は官報により行う。

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 正会員 入会金 0円 会費 年額2000円
 - (2) 賛助会員 入会金 0円 会費 年額1口1500円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成21（2009）年3月31日までとする。
- (1) 理事長 沖田謹三郎
 - (2) 副理事長 山 尚二・矢崎万里子
 - (3) 理事 青木重敏・岩出 洋・岡田 榮・岡本光生・勝岡義尚・富田順治・長野義彦
東直太久・藤岡正邦・前原耿之
 - (4) 監事 那須晃演・和田忠男
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成20（2008）年3月31日までとする。

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子

設立代表者 おきた しんさぶろう
沖田 謹三郎

2004年、門真市の教職員団体が、門真の子どもたちの学力及び生活実態に関する調査結果と提言を各方面に提示されました。その調査結果からは、門真の子どもたちが厳しい家庭環境、教育環境の中で生活しているということが覗えました。

この子どもたちは、家庭、学校だけでなく、地域社会の中においても、おとなから何かの支援を必要としているのではないかと。またその保護者たちも子育てや学習に関する助言を求めているのではないかと。私たちはこのように考え、子どもたちへの学習支援と保護者への教育相談を主とする事業を始めることとしました。

子どもたちへの学習支援の主眼は「分かる」ことだけでなく「自分からすすんで学んでいこうとする意欲や姿勢を育てる」ことです。

その基礎となるのは「国語」と「算数」です。これらの学習を通して子どもたちが自分のために、自律的に学習する（自己学習力をつける）ことを目標としています。

学習支援事業においては、毎週土曜日、小学校3年生、4年生、5年生の3クラスの学習会「門真っ子」を開講します。そこでの基本的な学習の構成、形態は次のようになります。

国語では

ことば	=	音読・読解	=	表現
-----	---	-------	---	----

算数では

ことば	=	*シエーマ図	=	数	=	計算
-----	---	--------	---	---	---	----

3年生、4年生の学習教材は私たちが研究し、また保護者、子どもたちの要望などを考慮して作成します。5年生は子どもたちがそれぞれ自分のテーマをもって学習します。

教育相談事業では、私たちは長年の教職経験をいかして相談に応じます。また私たちが応えられない相談には専門の相談機関を紹介します。

学校サポート事業においては、ゲストティーチャー、授業補助、教材研究への参画等、学校現場からの要望に応じて支援をおこなっていきます。

私たちの活動は「自立」「尊重」「扶助」を理念とし、子どもたちの学習・教育を支援するものです。この活動が社会的に認知され、社会的な信用を得、また財政的な基盤を確立するために、学校や学習塾とも異なる、特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子を設立することにしました。

私たちは、この活動が、子どもたちが自分の学習をすすめ、よく考え、創意工夫する、心豊かな、おとなに育つ一助となることを願って、力を合わせていきたいと考えております。

2006年12月

* シエーマ図：念頭操作の段階で思い描くイメージのこと

初年度事業計画書

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係わる事業については、門真のこどもたちの学習支援を実際に行う為に「門真っ子」を開講し、その活動を中心に活動する。

この他、「教育相談」「学校教育支援」を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係わる事業

(1) 学習支援事業

【内 容】 「門真っ子」の開講

門真市内の小学生3年生、4年生、5年生の希望者を対象に、学習支援活動を行う。

【実施場所】 門真市立青少年活動センター（門真市立沖小学校）

【実施日時】 毎週土曜日10時から12時まで（但し8月と4月は除く）

【事業の対象者】 門真市内小学校3年生、4年生、5年生の希望者

【収 入】 100、000円（1500円×60人+1000円×10人）

【支 出】 235、000円（教材費）

(2) 相談活動事業

【内 容】 保護者のもつ、子どもの行動・子育ての問題・学習の問題などに関する相談をうける。私たちの相談活動は一次相談として保護者の自立的な解決を促すよう、アドバイスする。解決が困難な問題については、二次、三次の専門機関を紹介する。

【実施場所】 門真市立青少年活動センター

【実施日時】 原則として「門真っ子」が開講される時

【事業の対象者】 門真市内小中学校保護者

【収 入】 無し

【支 出】 無し

(3) 学校教育サポート事業

【内 容】 門真市立小中学校への授業支援

「障害者施設との交流」「3年社会科市内めぐり」「環境教育」「米づくり」「3,4年社会科ゲストティーチャー」「算数授業支援」「小学校英語授業」など。

【実施場所】 門真市立小中学校

【実施日時】 依頼のある日時

【事業の対象者】 門真市内の小中学生

【収 入】 無し

【支 出】 5000円(教材印刷費)

【利用手続き】① 事務局へ電話で申し込む

② 別紙様式で申し込む

③ 事前の話し合いを持つ

④ 学校派遣

【費 用】 原則無料です。ただし、謝礼については「寄付」として取り扱わせていただきます。

財 産 目 録

平成19年4月5日現在

資産の部

1 基本財産 金 0円也

内訳

2 運用財産 金 347,492円也

内訳

(1) 什器備品 品名 パソコン 1台 170,000円

(2) 預金 普通預金 預け先 北河内農業協同組合 古川橋駅前支店
129,013円

(3) 現金 48,479円

上記は財産目録である。

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子
理事 沖田 謹三郎 印

NPO 教育支援・門真っ子における教育相談活動実施要綱

2006年8月6日総会において決まった、教育相談事業についての実施要綱を以下のようになります。

核家族化、少子化、社会環境の激変などで子育てに困難を感じる時代です。子どもの養育について悩みがあるが、「誰に相談していいかわからない。」と感じている保護者は潜在的に相当あるのではないかと思います。しかし、学校には相談しにくい。行政の窓口や専門機関は敷居が高い。気安く相談するところがたくさんあったほうがよい。このような声に対して、学校教育に携わってさまざまな子どもに接してきた豊富な経験を生かして、私たちが支援することができないかと考えています。

NPO 教育支援・門真っ子における相談は、専門的な技能を備えた教育相談機関というのではなく、相談に応じる担当者も訓練を受けた専門家ではありません。おのずから相談活動に限界がありますが、専門的カウンセラーでもなく、学校の先生という立場でもない私たちだからこそ、保護者にとっては身近で気が置けない相談者になれるのではと自負しています。

(1) 相談活動の概要

保護者のもつ、子どもの行動・子育ての問題・学習の問題などに関する相談をうける。私たちの相談活動は一次相談として保護者の自立的な解決を促すよう、アドバイスする。解決が困難な問題については、二次、三次の専門機関を紹介する。

① 相談担当者の研修

応談に対する態度、養育上の諸問題について研修をする。(必要に応じて専門家などから学ぶ)

② 相談希望者の範囲

原則として、「門真っ子」の保護者を対象とします。

③ 保護者への子育て情報の提供

子どもへの対応、養育や学校教育への適応など、アドバイスを会報等でしらせる。将来は地域の中に、「子育てサークル」のようなものをオルガナイズできたら・・・。

(2) 相談担当者について

相談の希望があれば、教育相談部を窓口として受け、内容に応じて、担当者を斡旋する。

(3) 相談の実施

① 「門真っ子」を開講している時に、青少年活動センターで行う。

② 「門真っ子」の保護者に《案内》を配布。口コミ、ホームページなどで広報する。

③ 「秘密の保持」、ボランティアであることも知らせる。

子育ての悩み いっしょに相談しましょう

NPO教育支援・門真っ子

お子さんが育っていく過程の中で、さまざまな問題に直面していきます。そのことは親にとっても、ときに大変悩ましく思われることがあるでしょう。

相談したくてもどこへ相談してよいかわからない。そんなとき、私たちの教職経験をぜひ活用して、お子さんの健全な育成に役立ててください。

お子様の学習上の問題、育ての悩み、親の困っている問題を私たちといっしょに考えましょう。

毎週土曜日の午前中、相談の秘密は守ります。

もちろん無料です。

ご希望の方は、

事前に下記までお電話ください。

090 - 8483 - 0240

【教育相談担当—長野】

または

072 - 883 - 1345

【門真市教職員組合事務所】



初年度特定非営利活動に係わる事業収支予算書

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子

成立の日から平成20年3月31日

(単位千円)

科目	予算額	前年予算額	差異	備 考
I 収入の部				
1 入会金・会費収入				
正会員会費	48			24人×2千円
賛助会員会費	0			
2 事業収入				
学習会「門真っ子」	85			1500×50+1000
教育相談	0			×10
学校サポート	0			
3 その他の事業繰入金収入	0			
4 寄付金収入	300			
5 雑収入	0			
当期収入合計 (A)	433			
前期繰越収支差額	0			
収入合計 (B)	433			
II 支出の部				
1 事業費				
学習会「門真っ子」	235			
教育相談	0			
学校サポート	5			
2 管理費				
通信費	60			インターネット含む
印刷製本費	19			
家賃	108			
消耗品費	2			
旅費交通費	2			
会議費	2			
3 予備費	0			
当期支出合計 (C)	433			
当期収支差額 (A) - (C)	0			
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0			

NPO教育支援・門真っ子について

今日はお忙しい中、ご苦労様です。

NPO教育支援・門真っ子と支援事業“門真っ子”について少し説明させていただきます。教育支援・門真っ子は過去2年間、準備会として活動してまいりましたが、この4月法人化したところです。

NPO法人は、法律上、営利的な活動は許されておりません。また特定の政治的な活動も許されておりません。私たちも、教育支援を目的として、このボランティア団体をつくりました。

私たちはほぼ全員が、この門真の小中学校に勤めていて退職した教職員です。子どもたちへの支援として、こどもたちは何を必要としているか、何度も話し合い、研究も重ねて、“門真っ子”という学習会を開いてきました。

また、保護者への教育相談も行っております。この教育相談は直接私たちに子どもさんのことで相談していただいても結構です。気楽にして頂けるのがいいところかと思えます。また、相談したいのだけど、どこに相談したらいいか、そのようなお尋ねでもいいです。

“門真っ子”で目指すことは

学習会“門真っ子”では何をめざしてやっているのか。このようなご質問があるかと思えます。学ぶとは何か。自分と外の世界との関わり方はどうするか。次のように考えております。

1 学ぶということは自分を新しくすることです

しっかり覚えましょう (音読しよう。手で書いて覚えよう)

深く考えましょう (難しい所は何度も読んで考えよう)
(図やブラフを書いて考えよう)

ひらめきを大事にしましょう (普段から本や数字に親しみましょう)
表現しよう

2 みんなと仲良くしよう。でも、自分の考えはしっかり持ちましょう

家族と話をしましょう

学校での活動、地域での活動に積極的に参加しましょう

学ぶ内容は国語と算数が中心です。3年生、4年生それぞれで、年間のカリキュラムを作って学習していきます。

“門真っ子”の活動は

(1) 学習会・野外活動・特別授業が主な活動です。

(2) 学習会のクラス

小学校3年生30名、4年生30名です。毎週土曜日2時間学習します。

門真市には、他にも、子どもたちへの支援活動がたくさんあります。私たちの活動と時間が重なる場合もあります。私たちも年間の計画の下で学習していきますので、病気などやむを得ない場合は別として、1年間出席するようにお願いします。

(3) 年間計画は、この用紙の裏に印刷しております。

(4) 指導者

NPO会員(門真市小中学校退職教職員)と現役の先生のボランティアです。

(5) 行き帰りの安全について

門真市全域から通学します。子どもさんの安全については、保護者の方で完全に責任をもってください。なお、NPOとしては、普通傷害保険に加入いたします。

(6) 参加費

年間の教材費として500円、普通傷害保険代として1000円頂きます。また、野外活動はバーベキューの予定です。この時は、少し集めさせていただきます。

(7) NPO教育支援・門真っ子 代表・事務所及び連絡先

代表 沖田 謹三郎

〒573-1124 枚方市養父東町14-10

主たる事務所: 〒571-0012

門真市江端町11番1-803号 青木 重敏方

通常の事務所: 〒571-0077

門真市大橋町21-46 大和田小学校内

電話: 050-3602-9322

“門真っ子”への欠席連絡

藤岡: 090-7762-5613

長野: 090-8483-0240



『門真っ子』での約束とお願い

『門真っ子』は、学校ではありません。でもみんなが集まって学習する場です。ですから、学習するに当たって守らなければならない約束、決まりはあります。休みの日にわざわざ集まって学習するのですから、お互いに約束を守って、『門真っ子』に参加してよかったとみんなが実感できるようにがんばりましょう。

◆次のような気持ちを大切に！

- ① 説明やお話をしっかり聞き、苦手なことも、自分からすすんで取り組みましょう。
“学ぶこと”は“話を聞く”ことから始まります。また、「できないから」「解らないから」と、簡単にあきらめずに取り組むことで、確実に力がついてきます。
- ② みんなで学習します。お互いの気持ちを尊重し、助け合いましょう。
いろんな学校から学習するために集まって来ています。仲良く、気持ち良く活動することで学習効果はぐっと上がります。
- ③ 50分の学習に集中して、課題に取り組みましょう。

◆『門真っ子』はあくまで学習活動です。

- ① 学習道具（鉛筆、定規、消しゴム、下敷き、ファイル）や上靴、前もって持って来るように言われた用具などの忘れ物がないよう気を付けましょう。シャーペンは使いません。
- ② 学習に不必要なゲームなどは持って来ません。

◆10分前に集合を！

- ① 10時から活動がスタートできるように、9時50分には集合しましょう。
- ② お互いにあいさつをかわし、出席のチェックを受けます。

◆行き帰りの安全確保には万全を！

- ① 門真市全域から通って来ることになります。子どもさんの安全については、保護者の方で完全に責任をもってください。なお、NPOとしては、普通傷害保険に加入いたします。
- ② 遠くから通う児童については、できれば送り迎えをお願いします。

◆欠席の連絡を確実に！

やむを得ず欠席の場合は、当日の9時～9時30分の間に、下記の携帯にご連絡ください。

3年生 ⇒ 藤岡：090-7762-5613

4年生 ⇒ 長野：090-8483-0240

◆保護者の皆さんの協力を！

- ① 休日の学習活動は慣れるまでは大変かも知れませんが、続けることできっと各自がその効果を自覚できると思います。親の一方的な無理強いには逆効果ですが、1年間、最後まで続けられるよう励ましをお願いします。
- ② 家に帰ったら、どんな活動をしてきたのか、聞いてあげてください。その日学習した内容や感想を、毎回、最後に自分で“あゆみ”に記録することになっています。おうちの方でも目を通し、励ましてください。
- ③ 子ども学習の成果（ファイルなど）にも目を通してください。
- ④ 都合で欠席した場合は、学習プリントなどを次回の活動日に渡します。できれば家庭学習でやって、次の時に提出ください。分からないところは支援します。

◆疑問やお困りのときは遠慮なく相談ください。

『門真っ子』の活動はもとより、日頃の学習面や子育てなど、疑問、不安、お困りの事がありましたら遠慮なく相談ください。〔前もってご連絡ください。担当（長野）の携帯へ〕

特定非営利活動法人 教育支援『門真っ子』今年度の予定

07. 5. 12

活動回数	日 程	内 容	場 所	備 考
—	5月12日(土)	保護者説明会	青少年活動センター	応募多数の場合は抽選。
第1回	5月26日(土)	開 講 式	青少年活動センター	児童の基礎。名札用写真撮影
第2回	6月 2日(土)		青少年活動センター	
第3回	6月 9日(土)		青少年活動センター	
第4回	6月16日(土)		青少年活動センター	
第5回	6月23日(土)		沖 小 学 校	
第6回	6月30日(土)		青少年活動センター	
第7回	7月 7日(土)		青少年活動センター	
第8回	7月14日(土)		青少年活動センター	
第9回	7月21日(土)		青少年活動センター	保護者参観・懇談会
第10回	7月28日(土)	前 期 終 了	沖 小 学 校	

夏 休 み

第11回	9月 1日(土)		青少年活動センター	
第12回	9月 8日(土)		青少年活動センター	
第13回	9月15日(土)		青少年活動センター	
第14回	9月22日(土)		沖 小 学 校	
第15回	9月29日(土)		青少年活動センター	
第16回	10月 6日(土)		青少年活動センター	
第17回	10月13日(土)		青少年活動センター	
第18回	10月20日(土)		青少年活動センター	
第19回	10月27日(土)	野 外 活 動	五月田 小 学 校	バーベキューの予定。
第20回	11月 3日(土)		青少年活動センター	
第21回	11月10日(土)		青少年活動センター	
第22回	11月17日(土)		青少年活動センター	保護者参観・懇談会
第23回	11月24日(土)		沖 小 学 校	
第24回	12月 1日(土)		青少年活動センター	
第25回	12月 8日(土)		青少年活動センター	
第26回	12月15日(土)		沖 小 学 校	

冬 休 み

第27回	1月12日(土)		青少年活動センター	
第28回	1月19日(土)		青少年活動センター	
第29回	1月26日(土)		沖 小 学 校	
第30回	2月 2日(土)		青少年活動センター	
第31回	2月 9日(土)		青少年活動センター	
第32回	2月16日(土)		青少年活動センター	
第33回	2月23日(土)		沖 小 学 校	
第34回	3月 1日(土)		青少年活動センター	
第35回	3月 8日(土)	閉 講 式	青少年活動センター	

「母語の形成と脳の形成」

胎児	体感で言葉を受け取る	母親（妊婦）の心からの喜び、感謝の言葉に胎児は共鳴する。
誕生	母語形成期 言語構造の基盤を作り上げる。 「言葉のたまご」が蓄えられる	母親の発音体感と気持ち、その時の情景、所作。この四つに共鳴することで、赤ちゃんは、言葉の基盤を作り上げる。 マザリング・ランゲージ 「あー」「あーなの？あーよねえ」これだけでコミュニケーションしている。
三歳		母親と肌を合わせ、呼吸を合わせ、声を出して話したり、笑いあったりすることは、言語の基盤を獲得するとともに、外界認識の基礎、コミュニケーションの基礎を作り上げる 身体性を伴う稽古事の開始適齢期
四歳	言葉、所作、意識の連携を学ぶ時	
五歳	子ども脳へ	幼児期の脳の臨界期
六歳	母語の社会性を養う時	母語の読書、読み聞かせ、本人の音読 学校という公の場で鍛える
八歳	母語習得の臨界期	言語脳が完成
九歳	脳のゴールデンエイジ 八歳までに完全させた母語を駆使し、直感と感性を総動員して発想力を養い、論理的思考力、なげろいさをくりかえす。	脳の性能を決める大事な三年間 感性と論理をつなげ、豊かな発想と戦略を生み出す脳にしあげていく。子どもの脳の発熟期である。一生懸命遊び、本を読み、勉強したり、ゲームをしたり、友達とけんかしたり仲直りしたりしながら、脳を完成させていく
十一歳	大人の脳になる	この時代の黄金ルール 『寝・早起き・朝ごはん・読書』
十二歳		言葉で伝える。会話体験。発表、音読、読書、作文 文字、書き言葉の習得。外国語もOK、暗記も詰め込みもOK。
十三歳	大人脳の完成期 ここから二十歳までゆっくり脳は成熟する。	新しい状態において脳は空っぽの世界
二十歳		

（「日本語はなぜ美しいの」「感じる言葉」黒川伊保子著）を参考に作成
二〇〇七・五・一二 NPO教育支援・門真っ子（前原）

特定非営利活動法人
教育支援・門真っ子

正会員・賛助会員申込書

私たちは、門真の子どもたちや保護者に対する何らかの支援活動をしたいと思い、2年前から『門真っ子』という学習支援活動を続けてきました。

2年間の準備期間を経て、2007年3月28日に『特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子』として認証されました。子どもたちへの学習支援事業、保護者に対する教育相談事業、学校教育サポート事業を中心として今後の活動を展開・充実していこうと考えています。この2年間も多くの方々にボランティアとしてご協力いただき、心より感謝しています。この事業を充実させるためには、

より多くの皆様のご支援・ご協力が必要です！

子どもたちが自分の学習をすすめて、よく考え、創意工夫する、心豊かなおとなに育つ一助となるために、正会員もしくは賛助会員としてご協力いただければ幸いです。主な活動日は土曜日の午前中です。

正会員： 入会金 0円 会費 年額2000円
賛助会員： 入会金 0円 会費 年額一口 1500円

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子
理事長 沖田 謹三郎

キ リ ト リ

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子
理事長 沖田 謹三郎 様

私は この法人の趣旨に賛同し 正 会 員
賛助会員(口) として入会を申し込みます。

平成 年 月 日

ふりがな

氏 名： _____

住 所： 〒 _____

電話番号： _____

(できれば携帯番号も)

学校籍の方は学校名： _____

平成 年 月 日

NPO 教育支援・門真っ子
代表 沖田 謹三郎様

門真市立_____小学校

校長_____

担当者_____

学校教育サポート事業申込書

実施日時	
実施場所	
サポート内容	
事前打ち合わせ日時・場所	
派遣者名	